

三木市子ども・子育て支援事業計画進捗状況（平成 29 年度）

(1) 1号認定

1 幼児期の教育・保育を受ける子どもの人数の見込みと受入施設の確保の状況

3～5歳で保育の必要性がない認定区分（幼稚園、認定こども園）です。

【実施か所（平成29年度）】

幼稚園・認定こども園	19 か所
------------	-------

【計画数値及び実績】

	第1園区	第2園区	第3園区	計
① 施設の受入計画人数	231	187	45	463
② 施設の受入れ実績	194	161	25	380
③ ②-①	△37	△26	△20	△83

(2) 2号認定

3～5歳で保育の必要性がある認定区分（保育所、認定こども園）です。（4月1日時点2歳児を含まない。）

【実施か所（平成29年度）】

認可保育所・認定こども園	16 か所
--------------	-------

【計画数値及び実績】

	第1園区	第2園区	第3園区	計
① 施設の受入計画人数	594	480	117	1,191
② 施設の受入れ実績	732	443	107	1,282
③ ②-①	138	△37	△10	91

(3) 3号認定

0～2歳で保育の必要性がある認定区分（保育所、認定こども園、

地域型保育施設) です。

(年度途中、2号認定へ変更した児童を含む。)

【現在の実施状況(平成29年度)】

認可保育所・認定こども園・小規模保育所	23 か所
---------------------	-------

【計画数値及び実績】

① 0歳

	第1園区	第2園区	第3園区	計
① 施設の入園計画人数	76	55	16	147
② 施設の入園実績	97	53	16	166
③ ②-①	21	△2	0	19

② 1～2歳

	第1園区	第2園区	第3園区	計
① 施設の入園計画人数	317	261	71	649
② 施設の入園実績	345	222	64	631
③ ②-①	28	△39	△7	△18

【実施状況】

園区により状況は多少違っているが、1号認定及び2号認定については、おおむね就園児童数の計画内で推移している。3号認定については、就園児童数が計画を上回ってきているが、施設の受け入れは対応できている。

2 地域子ども・子育て支援事業の実施状況（平成29年度）

（1）利用者支援事業

子育て支援コーディネーターを公共施設に配置し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施しています。

【計画数値及び実績】

	か所数
① 計画数値	2
② 実績	2
③ ②-①	0

【実施状況】

平成29年度は、就学前教育・保育課に子育て支援コーディネーター1名を配置するとともに、総合保健福祉センターに子育て世代包括支援センターを設置しています。

（2）地域子育て支援拠点事業

児童、保育者及び保護者等が相互の交流・研修を行う場所を提供するとともに教育・保育の専門員を配置し、子どもの人権、特別支援教育など、子育てについての学習、相談、情報の提供、助言その他のサポートを行なっていきます。

【現在の実施か所（平成29年度）】

2か所	児童センター、吉川児童館
-----	--------------

【計画数値及び平成29年度実績】

	実施か所数	延べ利用人（延べ人数/年）
① 計画数値	2	25,700
② 実績	2	32,963
③ ②-①	0	7,263

【実施状況】

児童センター、吉川児童館の2か所で実施しています。

(3) 妊婦健診

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査としてかかった費用の14回分までを助成しています。

【 計画数値及び平成29年度実績 】

	実人数/年	実施回数/年
① 計画数値	744	5,878
② 実績	743	5,823
③ ②-①	△1	△55

※2か年に渡る場合があるため、(4)乳児全戸訪問事業の実人数より多くなっている。

【実施状況】

母子健康手帳の交付とともに、すべての対象者に実施を行う体制を継続し、母子共に安全安心な出産をめざします。

(4) 乳児全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対して適切な対応を行っています。

【 計画数値及び平成29年度実績 】

	利用実人数/年
① 計画数値	456
② 実績	455
③ ②-①	△1

【実施状況】

保健師・助産師など専門職による訪問体制を維持し、子育てに不慣れな保護者の不安を和らげます。特に支援が必要と認められる状態の早期発見につなげます。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育を支援しています。

【 計画数値及び平成29年度実績 】

	訪問者数	利用実人数/年
① 計画数値	13	15
② 実績	19	15
③ ②-①	6	0

【実施状況】

保健師、保育士、家事援助ホームヘルパー（三木市社会福祉協議会等に委託）等が居宅を訪問し、育児や家事の援助や相談を行い、支援していきました。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で、一時的に養育、保護しています。

【実施か所（平成29年度）】

12 か所	乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設に委託
-------	------------------------

【 計画数値及び平成29年度実績 】

	延べ利用人数/年
① 計画数値	42
② 実績	43
③ ②-①	1

【実施状況】

児童養護施設等の指定施設において、対象となる児童を一定期間養育、保護しました。

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童の一時預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者とを会員として、相互援助活動により子育ての支援を行っています。

【実施か所（平成29年度）】

1か所	三木市社会福祉協議会へ委託して実施
-----	-------------------

【計画数値及び平成29年度実績】

	延べ利用人数/年
① 計画数値	790
② 実績	1,149
③ ②-①	359

【実施状況】

依頼会員（子育ての援助を受けたい人）、協力会員（子育ての援助を行いたい人）、両方会員（依頼会員と協力会員の両方を兼ねる人）の会員間で相互に援助を活動することで実施しています。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所、認定こども園において、一時的に預かりを行います。

【実施か所（平成29年度）】

11か所	認定こども園11か所
------	------------

【計画数値及び実績】

○認定こども園における在園児を対象とした一時預かり

	実施か所数	延べ利用人数/年
① 計画数値	14	221
うち1号認定による一時預かり	14	221
うち2号認定による一時預かり		
② 実績	11	1,587
③ ②-①	△3	1,366

【実施状況】

平成29年度の利用は幼保連携型認定こども園11か所で利用がありました。事業対応の保育士の設置ができれば、幼保連携型認定こども園12か所で対応が可能になります。

○認定こども園在園児以外の一時預かり（緊急一時）

	実施か所数	延べ利用人数/年
① 計画数値	14	3,471
② 実績	9	530
③ ②-①	△5	△2,941

【実施状況】

平成29年度の利用は幼保連携型認定こども園9か所で利用がありました。事業対応の保育士の設置ができれば、民間幼保連携型認定こども園12か所で対応が可能になります。

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、利用時間以外の時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施します。

【実施か所（平成29年度）】

16か所	保育所、認定こども園
------	------------

【計画数値及び実施状況】

	実利用人数/年
① 計画数値	378
② 実績見込	664
③ ②-①	286

【実施状況】

平成29年度より保育所2か所、幼保連携型認定こども園14か所、で対応しています。

(10) 病児・病後児保育事業

病児中及び病後回復期のために、家庭や集団で保育できない児童を対象に、一時預かりを行います。

【実施か所(平成29年度)】

1か所	病児対応型で実施
-----	----------

【計画数値及び平成29年度実績】

	実施か所	定員	延べ利用人数/年
① 計画数値	1	4	406
② 実績	1	4	490
③ ②-①	0	0	84

【実施状況】

小児科医師に委託し、病児対応型の施設で対応します。

(11) 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【実施か所(平成29年度)】

13か所	市内の小学校区を対象に、13事業所で児童に遊びや生活の場を提供する事業を実施している。
------	---

【計画数値及び実施状況】

	低学年 1～3年生 (実人数/年)	高学年 4～6年生 (実人数/年)
① 計画数値	400	110
② 実績	561	84
③ ②-①	161	△26

【実施状況】

全ての小学校区での入所希望の児童を受け入れ、適正な運営を行いました。

【資料 2】

第 2 期子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査について

1 ニーズ調査とは

平成 24 年 8 月に策定された「子ども・子育て支援法」では、平成 27 年度を始期とする三木市子ども・子育て支援事業計画（以下、「事業計画」という。）を策定しました。この計画は 5 年を 1 期とする計画で、第 2 期事業計画を策定するために、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、ニーズを把握する調査を実施します。

2 スケジュールについて

※国の動きにより、変更する場合があります。

30 年度	みきっ子未来応援協議会	ニーズ調査
7 月	第 1 回全体会 ニーズ調査について	
8 月		
9 月		
10 月	子育て環境部会 調査票（素案）内容について	
11 月		
12 月		
1 月		調査票発送
2 月		回収・集計・分析
3 月	第 2 回全体会 ニーズ調査結果の報告	
31 年度	調査結果から量の見込み・確保方策の検討し、第 2 期計画を策定する。	

3 前回のニーズ調査の概要

	就学前児童の保護者	小学 1～6 年生の保護者
対象数	2, 689 件(全世帯)	800 件 (抽出)
ページ数	A4 両面 15 頁	A4 両面 10 頁
回収率	59.7%	54.0%
回収方法	郵送	郵送

みきっ子未来応援協議会 部会について

(1) 部会とは

みきっ子未来応援協議会条例第6条の規定に基づき、みきっ子未来応援協議会条例施行規則第3条で4部会を定める。

- ・就学前教育・保育部会
- ・子育て環境部会
- ・家庭・地域・学校教育部会
- ・要保護児童部会

(2) 部会審議の進め方

- ・部会で審議の必要な事項がある場合に開催する。
- ・審議事項については、みきっ子未来応援協議会または所管課のいずれかが提案する。

(3) 部会の主な担当項目及び議題

部会名	就学前教育・保育部会
所管事項	保育園と幼稚園の一体化に関すること
所管課	教育・保育課
担当事項	<ul style="list-style-type: none"> ○幼保一体化に関すること ○就学前教育・保育の質の確保と充実に関すること ○認定こども園、保育所（園）、幼稚園の円滑な利用確保
議題（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保一体化計画の定期的な状況確認について（必要に応じて見直し実施） ・ ・

部会名	子育て環境部会
所管事項	次の世代を担う親づくり 安心して子どもを生み育てやすい環境づくり
所管課 (◎幹事課)	◎子育て支援課、教育・保育課 健康増進課、障害福祉課、人権推進課 医療保険課、商工振興課
担当事項	○地域子ども・子育て支援事業の実施 ○ひとり親家庭の自立支援の推進 ○障がいのある子どもとその家庭への支援 ○「仕事と生活の調和」の実現に向けた取組の推進
議題（案）	・第2期計画策定のためのニーズ調査について ・共生社会の中での子どもの居場所づくりについて ・ ・

部会名	家庭・地域・学校教育部会
所管事項	家庭、地域、学校が一体となった人づくりに関すること
所管課 (◎幹事課)	◎学校教育課、教育センター、生涯学習課、 人権推進課（子どもいじめ防止センター）
担当事項	○子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 ○地域、家庭の教育力の向上
議題（案）	・青少年の健全育成に係る取組状況 ・不登校対策について ・「自由っ子未来塾」について ・ ・

部会名	要保護児童部会（非公開）
所管事項	要保護児童及び児童虐待防止に関すること （児童福祉法第25条の2第2項に規定）
所管課 （◎幹事課）	◎子育て支援課、学校教育課、福祉課 健康増進課、就学前教育・保育課 人権推進課
担当事項	○児童虐待の防止
議題（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・三木市の要保護児童の現状 ・実務者会議及び個別ケース検討会議等での取組状況

平成30年度 児童虐待防止ネットワーク事業実施規定
(通称オレンジネットワーク)

- 1 目的 : 要保護児童対策地域協議会における関係機関との連携強化
児童虐待の予防と早期発見
- 2 実施機関 : 三木市健康福祉部子育て支援課
- 3 対象 : 三木市内の小規模保育施設、事業所内保育施設、認可外保育施設、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、三木特別支援学校に在籍する児童、生徒について
①家庭環境等により情緒が不安定、児童虐待が疑われる児童。
②要保護児童対策地域協議会で見守りが必要な児童。
- 4 実施内容 : ①各学校園から在籍児童に関する相談があれば応じる。
②要保護児童の情報共有を行う。(児童の観察を含む)
- 5 実施回数 : 年1回(1学期中に全学校園を訪問後、必要時随時)
- 6 実施方法 : 子育て支援課が対象施設を訪問する。
- 7 事後処理 : 訪問結果により必要が生じた場合は、相談員が関係機関と連携し対応に当たる。

三木市産後ケア費助成事業のご案内


(平成30年7月から)

三木市では、出産後に家族等からサポートを受けることができないお母さんと赤ちゃんで、心身のケアや育児のサポートが必要な方を対象に、産後ケアにかかる費用の一部を助成します。

産科医療機関等で宿泊してケアを受ける「宿泊型ケア」、日中に滞在してケアを受ける「日帰り型ケア」、助産師等が自宅に訪問してケアを行う「訪問型ケア」があります。

[事業概要] **事前に必ず、健康増進課へお問い合わせください。**

助成対象者 (すべての事項に該当する方)	① 三木市に住民票があり、出産後4か月未満であること ② 出産後に家族等から援助が受けられない方 ③ お母さんの身体や心に不調のある方、または育児に不安のある方												
助成額および 注意点	<p style="text-align: center;">宿泊型ケア・日帰り型ケアは、自己負担が必要です (金額は医療機関により異なります)</p> <table border="1" data-bbox="456 1088 1386 1431"><thead><tr><th></th><th>利用日数</th><th>助成額</th></tr></thead><tbody><tr><td>宿泊型ケア</td><td>6泊7日まで</td><td>1日あたり上限 22,500円</td></tr><tr><td>日帰り型ケア</td><td>7日まで</td><td>1日あたり上限 13,500円</td></tr><tr><td>訪問型ケア</td><td>3回まで</td><td>全額助成 (自己負担なし)</td></tr></tbody></table> <ul style="list-style-type: none">お母さん、または赤ちゃんに病気があり、治療や入院が必要な場合は対象になりません生活保護世帯または非課税世帯に属する方は、1日当たりの助成額上限が、宿泊型ケア 25,000円、日帰り型ケア 15,000円になります産後ケア費以外の料金(個室代等)については自己負担となります宿泊型ケア、日帰り型ケアで乳房マッサージを受けられた場合は、乳房管理指導等助成事業の対象となります		利用日数	助成額	宿泊型ケア	6泊7日まで	1日あたり上限 22,500円	日帰り型ケア	7日まで	1日あたり上限 13,500円	訪問型ケア	3回まで	全額助成 (自己負担なし)
	利用日数	助成額											
宿泊型ケア	6泊7日まで	1日あたり上限 22,500円											
日帰り型ケア	7日まで	1日あたり上限 13,500円											
訪問型ケア	3回まで	全額助成 (自己負担なし)											
ケアの内容	<ul style="list-style-type: none">お母さんと赤ちゃんの体調管理や休息赤ちゃんのお世話の仕方や相談(沐浴・授乳など)宿泊型と日帰り型は食事の提供あり												

利用できる 医療機関 について	【指定医療機関】		
	医療機関名	住所	電話
	北播磨総合医療センター	小野市市場町 926-250	0794 (88) 8800
	小野レディースクリニック	小野市西本町 538-3	0794 (62) 1103
	わかば・産婦人科	小野市敷地町 1500-5	0794 (62) 6111
	ひなた助産院	神戸市西区前開南町 1-3-6	078 (975) 0308
	なでしこレディースホスピタル ※宿泊型ケアのみ	神戸市西区井吹台東町 2-13	078 (993) 1212
	H30.7.1 現在		
	【指定医療機関以外で産後ケアを利用される場合】		
	<ul style="list-style-type: none"> ・利用前に必ず、健康増進課へご相談ください ・一旦、医療機関窓口でお支払いただき、後日償還払いの手続きが必要です ・手続きの詳細については、事前相談のときにご説明します 		
利用の流れ	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">①相談</div> <div style="margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">②申請</div> <div style="margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">③利用決定</div> <div style="margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">④産後ケアの利用</div> <div style="margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;">⑤お支払い</div> </div> <p style="margin-left: 20px;"> <u>妊娠中から相談を受付しています</u> 産後のサポートについて、心配や不安のある方は ご相談ください </p> <p style="margin-left: 20px;"> 三木市産後ケア費助成事業利用申請書兼同意書へ 記入し、提出してください（※印鑑が必要です） </p> <p style="margin-left: 20px;"> 利用が決定した場合、決定通知書と助成券を お渡しします </p> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">  </div> <p style="margin-left: 20px;"> 利用後、指定医療機関へ助成券を提出し、自己負担額 をお支払いください </p>		

《お問い合わせ・ご相談》

三木市健康増進課（三木市総合保健福祉センター内）

〒673-0413 三木市大塚1丁目6-40

電話 86-0900 Fax 86-0904

E-mail kosodatesedai@city.miki.lg.jp

